

こんにちは 家畜保健衛生所です

平成 27 年 10 月

PED の防疫措置の再徹底について

現在、PEDは一部の県で散発的に発生が認められており、特にこの数週間は複数の県で発生が認められています。過去2年間では、気温の低下する時期に本病の発生が増加していることを踏まえ、特に下記に留意し、防疫措置の再度徹底をお願いします。

農場にウイルスを持ち込まないようにしましょう

衛生管理区域内に必要な人は立ち入らせない。

農場や畜舎の出入り口での消毒を徹底する。

衣服の更衣、長靴の履き替えを実施する。

新たに導入する場合は、2～4週間隔離された豚舎、場所で健康観察を行う。

食品残渣を利用する場合は、加熱など適切な処理を行う。

入場者の記録をとる。

ワクチンの特徴を理解し、積極的に利用しましょう

用法・用量を厳守しましょう。

ワクチンの活用と合わせて、豚舎の消毒も行いましょう。

繁殖母豚が十分に乳を出しているか確認しましょう。

哺乳豚が十分に乳を飲めるよう衛生的な環境を保ちましょう。

異常があればすぐに家畜保健衛生所に連絡を

通報の遅れは他の農場への感染拡大につながります。

通常と異なる下痢や嘔吐、食欲不振、死亡等が確認された時には必ず家畜保健衛生所までご連絡ください。



平日

家畜保健衛生所業務第一課

0743-59-1700

家畜保健衛生所業務第二課

0745-62-2440